

やまがた 赤い羽根通信 【第3号】

社会福祉法人山形県共同募金会 ☎ 023-622-5482



遺贈寄付について考える

遺贈寄付とは、死後に本人の遺志により遺産の一部又は全部を地方自治体や公益団体等に贈ることをいい、欧米では亡くなった際遺言により遺産の一部をチャリティー団体等へ寄付することが一般化しています。

一方、日本においては、遺贈寄付は未だ定着しておらず、2019年で日本の遺贈寄付額は人口が日本の約半分しかないイギリスにおける遺贈寄付額のわずか4%に過ぎません。【グラフ①…日本は少ないためほぼ見えない】

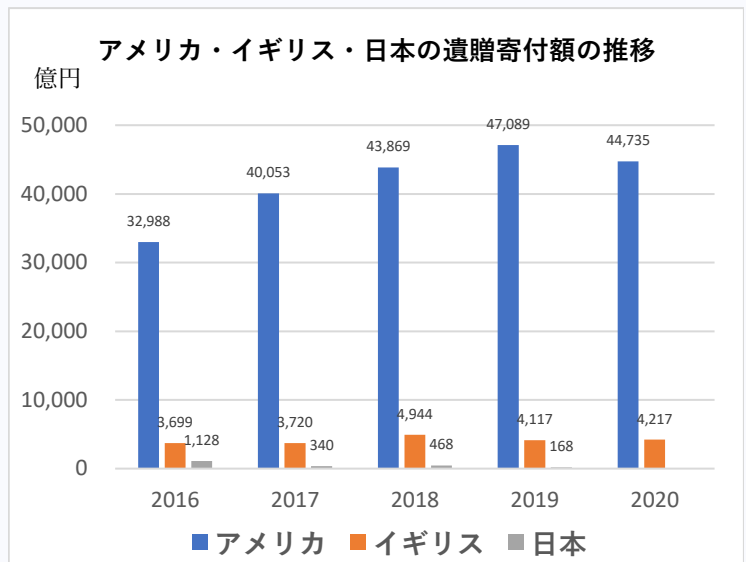
それでも【グラフ②】のように、日本の遺贈寄付件数は年々増えており、2012年実績の379件が、2022年は1040件と10年間で約2.7倍となっています。

死亡後の遺産は、民法の規定や遺言により相続が決定します。ただし、相続人がいなかったり、相続人が相続を放棄した場合、遺産は国庫に帰属することとなり、その金額は年々増加しているとのこと。

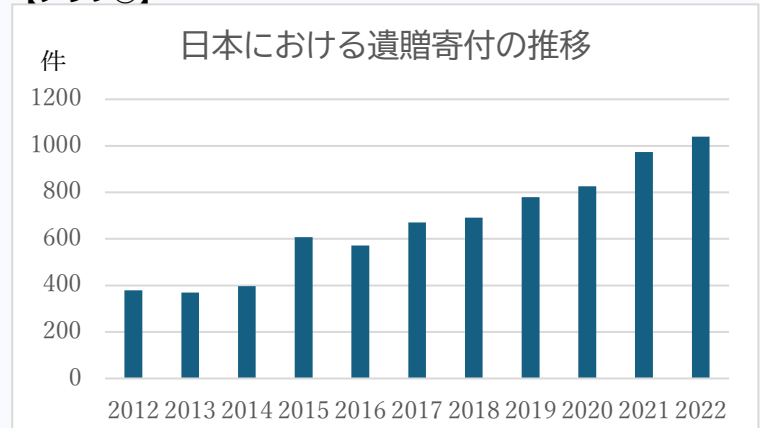
人は大なり小なり「社会に貢献したい」という想いをもっているはず。自らが築いてきた財産を機械的に国庫に持っていかれるぐらいだったらチャリティー団体に遺贈寄付したいと考える方もおられるに違いありません。

参考まで、日本では、【グラフ③】で示すように生涯未婚率が年々増加しており、このため、いわゆる「おひとりさま」で亡くなる方は今後（→次ページに続く）

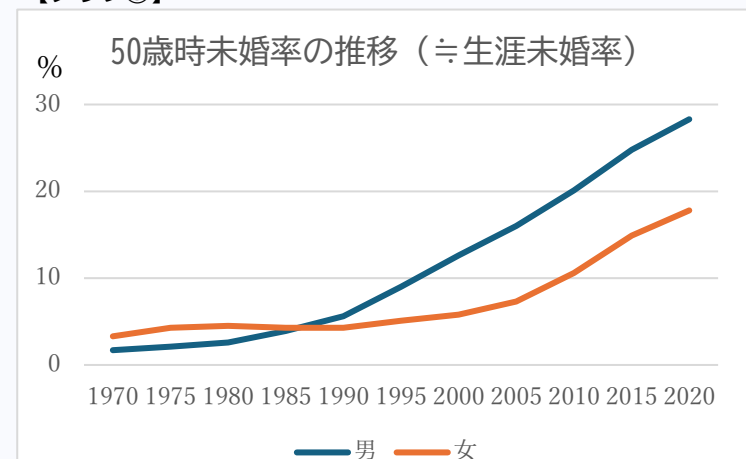
【グラフ①】



【グラフ②】



【グラフ③】



も増え続けると思われます。このことは、遺産の国庫帰属額が更に増え続けていくことを意味していると考えられます。

人口減少等に伴い、本会への募金、特に戸別募金の額は更に減少していくことが想定され、遺贈寄付による募金額の確保は有効な手法の一つと思われます。このため中央共募だけでなく各種団体がホームページに遺贈寄付を掲載していますが、それだけで遺贈寄付の認知度が上がるとは思われません。

本会としても、どのように周知・普及していくべきかを十分に検討していく必要がありますが、実に悩ましいところです。

先般、その第一歩として山形県司法書士会を訪問し、遺贈寄付の周知と共同募金会の活動について会員が集まる場で紹介させてもらいたい旨お願いの相談に行ってきました。

その際、司法書士会会長から、遺言の業務は金融機関からの紹介が多いという話を伺い、確かに「終活」という言葉が一般化している中で、財産の始末は身近な金融機関に相談することが考えられ、案外このことが周知・普及に向けたひとつのカギになるのかも知れないと思ったところです。皆さんも是非金融機関の方と遺贈寄付について話題にしてみてください。

【出典:中央共同募金会 会議資料】



赤い羽根に関するあれこれ

10月1日から募金期間開始を控え、各種資材が各募金委員会に送付されていると思います。

私達の募金活動のシンボルである赤い羽根は、アメリカインディアンの羽根飾りの中で赤い羽根は「勇気」を意味しており、即ち赤い羽根は共同募金に勇気をもって賛同いただいたという証の意味だそうです。

ところで、以前は赤い羽根は山形市内のスポーツ店で取り扱っていましたが、現在は取り扱いを止めたため、専ら東京の業者から購入しています。このため「県内のどこかの授産施設で作れないか」「羽根そのものに替るものを考えられないか」等検討しているものの、直ぐにはアイデアが出ないのが実情です。

ところで、県や市町村では「募金期間中職員が議会フロアに出入りする際は、羽根の装着が義務」としているところもあるようですが、シール式に変わり、直ぐに剥がれるためスーツに装着できないという声も結構聞こえてきます。このため古い直針式の羽根をいまだに使っている方も相当数いるようです。

各募金委員会でも、募金者のいろいろな声を聴いていただき、羽根の規格毎の準備数値のバランスを検討いただければと思います。



歳末たすけあい運動の配分について

第1号の記事で、歳末たすけあいの配分基準を作成すべきとの指摘があった旨掲載しましたが、先般 寒河江市共同募金委員会に事務監査でお邪魔した際、配分方法について詳細を定めていましたので、了承を得て参考までご紹介します。

参考まで、県内のある町の歳末たすけあいでは「小学校に入学するひとり親家庭の子どもへのランドセルプレゼント」に配分を集中しているところもあるようです。

詳細な基準を決めるべきなのか、ポイントを絞るべきなのか悩ましいところですが、制度創設時から社会情勢も変化しており、今一度あり方を考えてもいいのかも知れません。

【寒河江市における配分】

民生児童委員に、下表の基準を示し協力を得ているそうです。

No	区 分	激励金の額	対象者(対象世帯)	備 考				
1	世帯全体が 75 歳以上の高齢者世帯	上限 5 千円 /世帯	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活が経済的に困難な次の世帯 <table border="1"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>月額収入 10 万円以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 人世帯では月額 15 万円以下(その他は 2 人世帯に準ずる額)</td> </tr> </table> 世帯全員が 75 歳以上 	単身世帯	月額収入 10 万円以下	上記以外	2 人世帯では月額 15 万円以下(その他は 2 人世帯に準ずる額)	対象者が民生・児童委員に申し込む
単身世帯	月額収入 10 万円以下							
上記以外	2 人世帯では月額 15 万円以下(その他は 2 人世帯に準ずる額)							
2	寝たきり高齢者がいる世帯	3 千円/世帯	6 カ月以上、寝たきりで自宅療養している方がいる世帯	民生児童委員が状況調査				
3	在宅長期療養者がいる世帯	3 千円/世帯	6 カ月以上、医師の診断を受け自宅で療養しており動けない状態にある方がいる世帯	民生児童委員が状況調査				
4	在宅心身障がい児者がいる世帯	3 千円/世帯	知的・身体・精神障がいにより働くことができない状況にある方がいる世帯(ただし、辞退者は対象としない)	民生児童委員が状況調査				
5	認知症患者がいる世帯	3 千円/世帯	認知症の診断を受け、常時家族の見守りが必要な方がいる世帯	民生児童委員が状況調査				
6	準要保護児童・生徒がいる世帯	2 千円/人	義務教育就学中で、市教育委員会が認定する準要保護児童・生徒がいる世帯	対象者が市社協に申し込む				
7	その他の要支援世帯	5 千円/世帯	日常生活が経済的に困難な 75 歳未満の世帯(収入要件は、75 歳以上の区分に準ずる)	対象者が民生・児童委員に申し込む				